

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 5 月 14 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 株式会社 南村組 カブシキガイシャ ミナミムラグミ
 住所 〒634-0827 奈良県橿原市光陽町215番地
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 南村 清信 ミナミムラ キヨノブ
 電話番号 0744-28-8820
 FAX番号 0744-28-8821
 メールアドレス minamimura@mbe.nifty.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 15 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 3 年 5 月 14 日

申請者 氏名又は名称 株式会社 南村組

住 所 奈良県橿原市光陽町215番地

代表者氏名 代表取締役 南村 清信

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ名 氏	フリガナ名 氏
代表取締役 <small>ミミ ムラ</small> 南 村 <small>キヨ ノブ</small> 清 信	
取締役 <small>フジ タ</small> 藤 田 <small>カズ オ</small> 一 夫	
取締役 <small>シヨウ カ</small> 吉 川 <small>マサ ミ</small> 正 美	
監査役 <small>カク ミズ</small> 若 水 <small>ミサキ</small> 美紗貴	
事業の範囲	土木建築工事の設計、施工及び請負 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 <small>ミナミ ムラ グミ</small> 南村組
上記事業所の所在地	郵便番号 634-0827 住所 奈良県橿原市光陽町215番地 電話番号 0744-28-8820 F AX番号 0744-28-8821 メールアドレス minamimura@mbe.nifty.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
村上 和雄	第 266196 号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表 (水道法施行規則第18条関係)

機 械 器 具 調 書

令和 3 年 5 月 14 日 現在

種 別	名 称	型 式、性 能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	金切りのこ		1	
	エンジンカッター	マキタ EK6100	1	
	セーパソー	マキタ JR3051T	1	
	パイプカッター		1	
管の加工用の機械器具	パイプねじ切り器	レックス工業 N-100A	1	
	やすり		1	
接合用の機械器具	トーチランプ		1	
	パイプレンチ		4	
	ウォーターポンププライヤー		1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	手動式	1	
その他	ユンボ	0.25 t 小型小旋回	2	
	ダンプ	三菱キャンター 2 t・3 t	各1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 3 年 5 月 14 日

申請者

氏名又は名称	株式会社 南 村 組
住 所	奈良県橿原市光陽町215番地
代表者氏名	代表取締役 南村 清信

水道事業者 殿

現在事項全部証明書

奈良県橿原市光陽町 2 1 5 番地
株式会社南村組

会社法人等番号	1 5 0 0 - 0 1 - 0 1 0 9 9 9	
商 号	株式会社南村組	
本 店	奈良県橿原市四条町 2 5 6 番地の 1	
	奈良県橿原市光陽町 2 1 5 番地	平成 1 9 年 5 月 1 日移転 ----- 平成 1 9 年 5 月 1 8 日登記
公告をする方法	奈良市において発行する奈良新聞に掲載してす る	
会社成立の年月日	平成 8 年 1 2 月 2 6 日	
目 的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築工事の設計、施工及び請負 2. とび・土工事業 3. 石工事業 4. 管工事業 5. 鋼構造物工事業 6. 舗装工事業 7. しゅんせつ工事業 8. 塗装工事業 9. 内装仕上工事業 10. 造園工事業 11. 水道施設工事業 12. 解体工事業 13. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介 14. 埋蔵文化財発掘調査請負業 15. 埋蔵文化財発掘調査用重機・仮設建物及びそれに伴う機械・器具類一式のリース・レンタル・販売に関する業務 16. 前各号に付帯する一切の事業 <p style="text-align: right;">令和 3 年 1 月 1 5 日変更 令和 3 年 1 月 2 6 日登記</p>	
発行可能株式総数	3 2 0 0 株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 1 0 0 0 株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する <p style="text-align: right;">平成 1 7 年法律第 8 7 号第 1 3 6 条の規定により平成 1 8 年 5 月 1 日登記</p>	

資本金の額	金5000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役	南村清信 〇 平成23年11月22日重任 平成24年3月21日登記
	取締役	藤田一夫 〇 平成23年11月22日重任 平成24年3月21日登記
	取締役	吉川正美 〇 平成23年11月22日重任 平成24年3月21日登記
	代表取締役	奈良県橿原市大久保町101番地の22 南村清信 〇 平成23年11月22日重任 平成24年3月21日登記
	監査役	若水美紗貴（黒川美紗貴） 〇 平成27年2月27日就任 平成29年1月12日登記 令和1年11月22日黒川美紗貴の氏変更 令和2年1月17日登記
		監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある 平成29年1月12日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記



奈良県橿原市光陽町215番地
株式会社南村組

これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 3年 4月28日

奈良地方法務局橿原出張所
登記官

土 井 哲 也



定 款

(商 号) 株式会社 南 村 組

令和 3年 1月15日 作成

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 南村組と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建築工事の設計、施工及び請負
2. とび・土工事業
3. 石工事業
4. 管工事業
5. 鋼構造物工事業
6. 舗装工事業
7. しゅんせつ工事業
8. 塗装工事業
9. 内装仕上工事業
10. 造園工事業
11. 水道施設工事業
12. 解体工事業
13. 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
14. 埋蔵文化財発掘調査請負業
15. 埋蔵文化財発掘調査用重機・仮設建物及びそれに伴う機械・器具類一式のリース・レンタル・販売に関する業務
16. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、奈良市に於いて発行する奈良新聞に掲載してする。



(公告の方法)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

第 2 章 株 式

(発行する株式の総数及び額面株式 1 株の金額)

第 6 条 当社の発行する株式の総数は、3,200 株とする。

2 当社の発行する額面株式 1 株の金額は、金 5 万円とする。

(株券の種類)

第 7 条 当社の発行する株券は、1 株券、5 株券、10 株券、50 株券及び 100 株券の 5 種類とする。

(株式の譲渡制限)

第 8 条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第 9 条 株式の取得により名義書換を請求するには、当社所定の書式による請求書に記名押印し、これに次の書面を添えて提出しなければならない。

- 1 譲渡による株式の取得の場合には、株券。
- 2 譲渡以外の事由による株式の取得の場合には、その取得を証する書面及び株券。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには当社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するに



は、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

- 2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本または謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

- 第12条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖及び基準日)

- 第13条 当会社は、事業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要がある場合は、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

- 第14条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

- 第15条 当会社の株主総会は、定時株主総会及び臨時株主総会とし、定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- 2 株主総会を招集するときは、会日より3日前までに、その通知を発する。

(議 長)

- 第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障

があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議事録)

第18条 株主総会の議長は、その経過の要領並びに決議の内容を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印し、当会社本店において10年間保存するものとする。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第19条 当社の取締役は3名以上8名以内、監査役は1名以上2名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第20条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権のある発行済株主の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第21条 取締役の任期は、就任後10年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査役の任期は、就任後10年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

4 任期満了前に退任した監査役の補欠又は増員により選任された監査役の任期は、前任者又は他の在任監査役の任期の残存期間と同一とする。



(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会の決議をもって取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第24条 社長は当会社を代表し、会社の業務を統括する。

- 2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定めることができる。

(議事録)

第25条 取締役の議事については、その経過の要領並びに決議の内容を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印し、当会社本店において10年間保存するものとする。

(報酬)

第26条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第27条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。



(利益配分)

第28条 利益配当金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は質権者に対して支払う。

2 利益配当金はその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上は当会社の現行定款である。

令和 3 年 5 月 14 日

奈良県橿原市光陽町215番地
株式会社 南村組
代表取締役 南村 清信



第二六六一九六号

給装具事主任技術者免状

本籍 奈良県

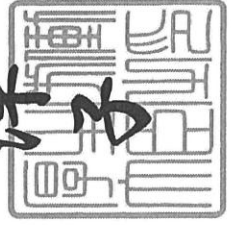
氏名 村上 和雄

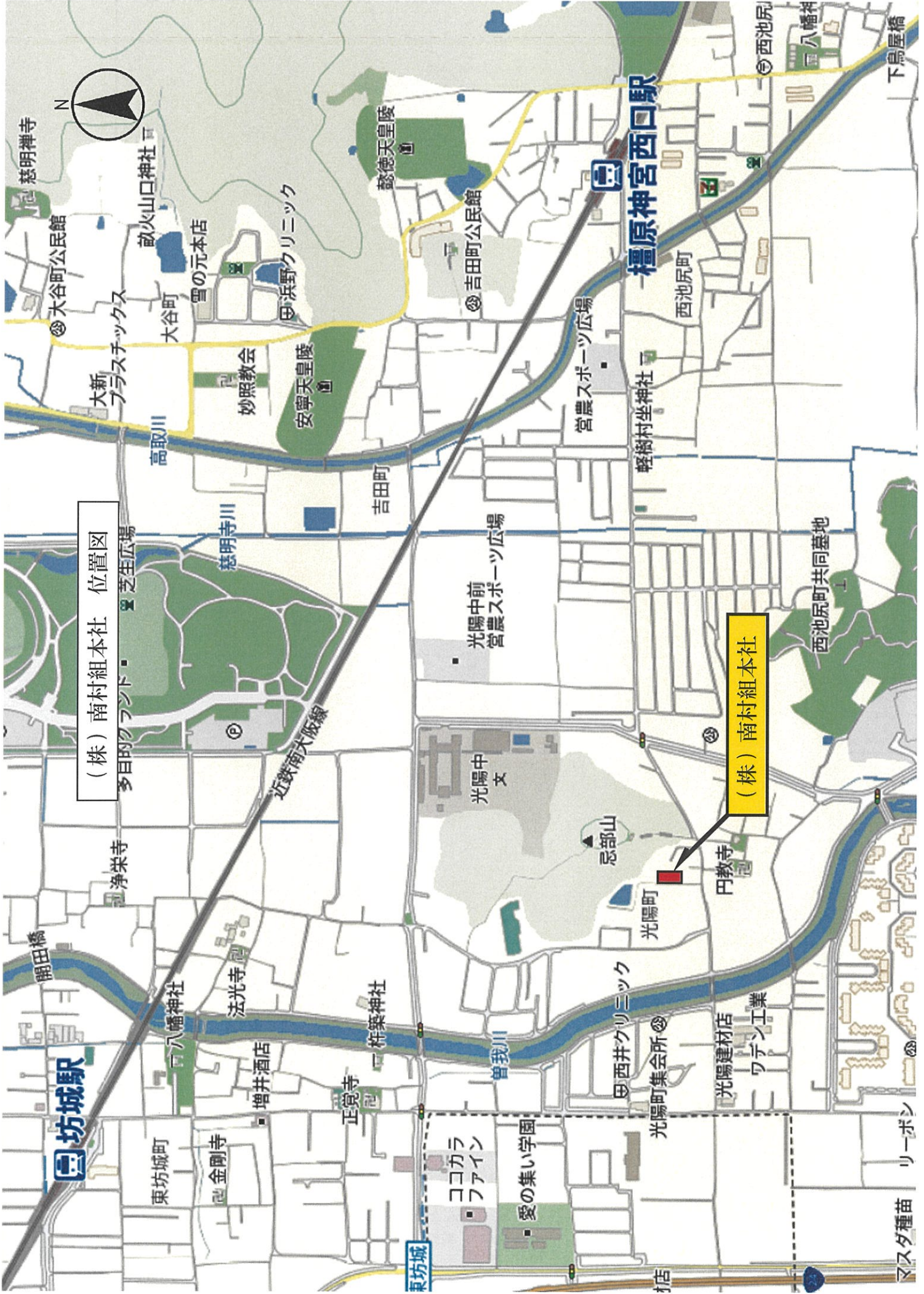
昭和十七年九月十二日生

水道法(昭和三年法律第七十七号)の
規定により給水装具事主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山 洋子





(株) 南村組本社 位置図

(株) 南村組本社

坊城駅

檀原神宮西口駅

東坊城町

西井クリニック

光陽建材店

ワデン工業

ココカラ
ファイン

愛の集い学園

光陽町集会所

光陽町集会所

リコー
マスタ種苗

東坊城町

金剛寺

増井酒店

正覚寺

一杵築神社

法光寺

八幡神社

開田橋

浄栄寺

光陽中
文

光陽中前
宮農スポーツ広場

吉田町

宮農スポーツ広場

軽樹村坐神社

西池尻町

西池尻町
共同墓地

下鳥屋橋

西池尻

八幡神

吉田町公民館

慈徳天皇陵

安寧天皇陵

妙照教会

雪の元本店

大谷町

大新
プラスチック

高取川

多目的ランド
芝生広場

慈明寺川

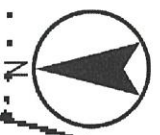
慈明禅寺

大谷町公民館

大谷町

欽火山口神社





光陽町

(株)南村組本社 平面図

68.7



(株)南村組本社

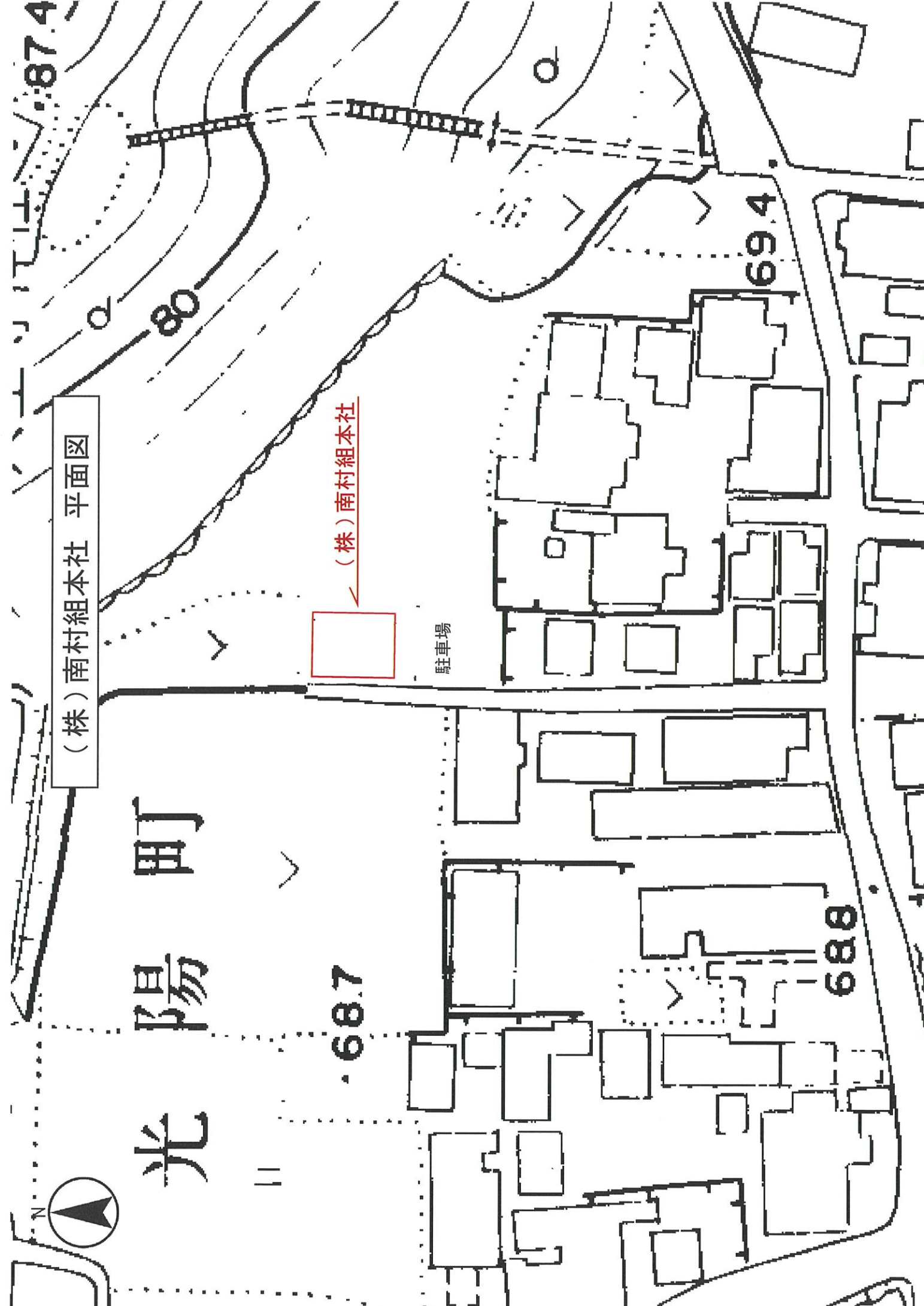
駐車場

69.4

68.8

87.4

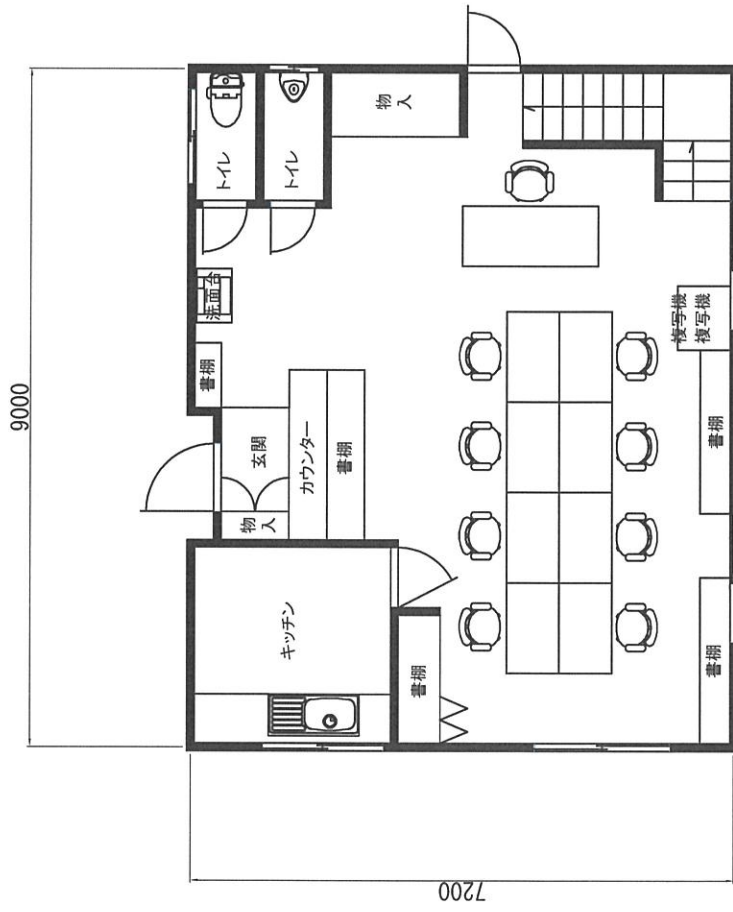
80



(株)南村組本社 平面図 S=1:100



1 階



床面積 60.260 m²

事務所の写真（外観）



事務所の写真（室内）



機械器具写真

管の切断用の機械器具



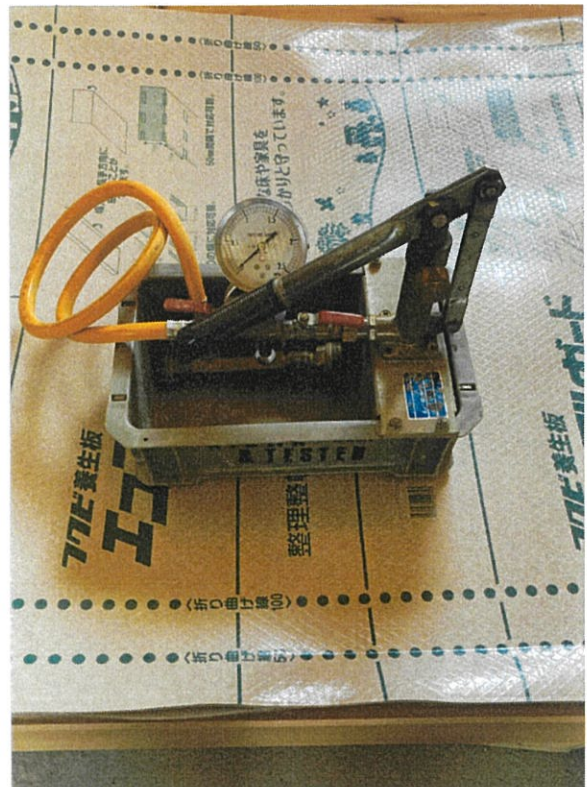
管の加工用の機械器具



接合用の機械器具



水圧テストポンプ



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 3 年 5 月 14 日

申請者 氏名又は名称 フリガナ 株式会社 カブシキガイシャ 南村組 ミナミムラグミ
 住所 〒634-0827 奈良県橿原市光陽町215番地
 代表者氏名 フリガナ 代表取締役 ミナミムラ 南村 キヨノブ 清信
 電話番号 0744-28-8820
 FAX番号 0744-28-8821
 メールアドレス minamimura@mbe.nifty.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者(選任)・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 15 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者	✓	25	河合町 水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者	✓	26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 3 年 3 月 24 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 南 村 組
住 所 奈良県橿原市光陽町 215 番地
代表者氏名 代表取締役 南村 清信

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 南 村 組	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
ムラガサオ 村上 和 雄	第 266196 号	令和3年 3 月 24 日

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第二六六一九六号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 村上 和雄

昭和十七年九月十二日生

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

平成二十四年二月二十九日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

